3. 事業の実施結果

(1)輸出産地カルテの作成状況

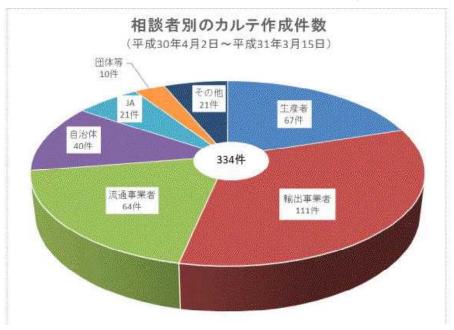
産地等から寄せられた農産物輸出等に係る相談や問合せは、509件あった。このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及びサポート事務局が作成した輸出産地カルテは合計334件であった。なお、この実績は、相談受付を開始した平成30年4月2日から平成31年3月15日までの件数である。また、10月と11月にカルテ作成数が多いのは、幕張メッセで開催された「第2回輸出EXPO」及び東京ビッグサイトで開催された「第1回野菜・果実ワールド」に出展し、農産物の輸出に取り組もうとする生産者や輸出事業者等と直接関わる機会を得たことにより、多くの相談等を受けたためである。

表 5 月別の輸出産地カルテの作成数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
カルテ作成数	15	23	25	21	22	17	78	73	19	20	16	5	334

①相談者の傾向

輸出事業者が全体の1/3(全体の33%)を占めた。次いで生産者(同20%)、 流通事業者(通関業者や倉庫業者等)(同19%)、自治体(都道府県や市町村)(同

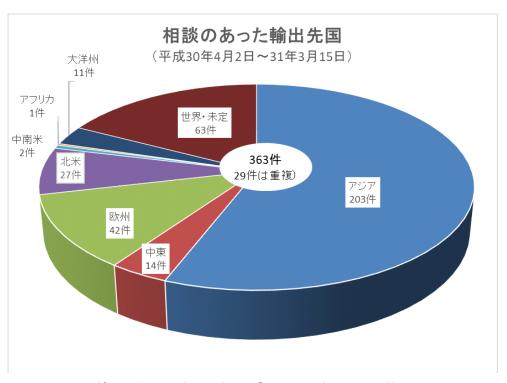


12%)の順であった。

②輸出先国の傾向

アジアが全体の56%を占めた。その中で最も相談が多かったのは、台湾で56件(全体の15%)、次いで中国の47件(同13%)、タイの40件(同11%)であった。また、輸出可能な地域を知りたい等(世界・未定として整理)の問い合わせも比較的多く、全体の17%を占めた。

なお、複数 (アジアや欧州など) の地域を重複して相談された事例が29件あったことから、相談件数は363件と整理している。



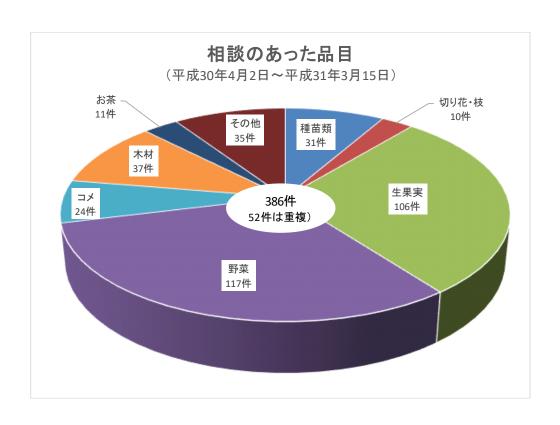
※ 輸出可能な地域の照会は、「世界・未定」として整理

③品目の傾向

生果実(リンゴやナシ、ミカン、カキ)及び野菜(イチゴやサツマイモ、葉菜など)の上位2つで全体の67%を占めた。昨年度と比較すると、これら上位2つの割合(昨年度54%)が増加した。特に野菜の相談(昨年度20%、今年度30%)が増えた。その他の区分には、穀類、雑貨、輸出できる農産物(未定)等を含んでいる。

特に相談の多かった品目は、りんご生果実の23件(全体の7%)、イチゴ生果実(野菜)の19件、ナシ生果実の18件、カンキツ類生果実の15件等であった。種苗類では盆栽の相談が6件あった。また、おみやげによる持ち出しによる相談が13件あった。

なお、品目を限定せずに青果物という相談や生果実と野菜(くだものとイチゴなどの組み合わせ)など区分を跨ぐ相談(重複)も52件あったことから相談件数は386件となっている。

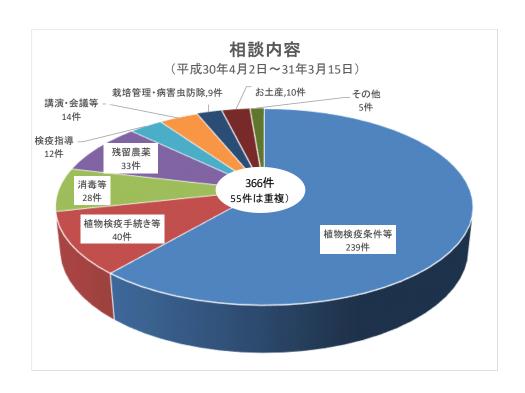


④相談内容の傾向

植物検疫条件(植物検疫証明書の添付の要否など輸出先国の植物検疫条件、二国間合意事項に基づく検疫手続き)に関する相談が最も多く、全体の65%を占めた。次いで、検査手続き(輸出植物検査の申請手続き等)、残留農薬(輸出先国の残留農薬基準値)、消毒(輸出先国が求める木材などの消毒の方法や消毒場所)が多かった。講演依頼(植物検疫制度や輸出先国の植物検疫条件、検査手続きの方法等に係る講演等)11件や会議等への出席依頼も3件あった。

また、農林水産省が平成30年8月から実施している「農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)」の輸出診断に同行して現地で相談対応した事例が15件あった。

なお、植物検疫条件等と残留農薬など重複した相談が55件あったことから相談 件数は366件となっている。



⑤相談内容の輸出先国の内訳

相談は、台湾向けが最も多く、主にりんご生果実(7件)やいちご生果実(6件)等の植物検疫条件や残留農薬基準値に係る相談だった。台湾向けりんご、なし、もも、すもも生果実の輸出に当たっては、日台合意事項に基づく生産園地登録や選果こん包施設登録等の手続等が必要で、これらの対応に係る相談が多く、専門家が手続の流れなどを説明した。また、いちご生果実や野菜では残留農薬基準値に係る相談が寄せられ、台湾の残留農薬基準値等の資料を配付するなど、国内生産用の残留農薬基準値との違いなどを説明した。

中国向けでは、木材の輸出に係る植物検疫条件やくん蒸方法等に係る相談が多く、20件の相談があった。中国向けの樹皮付き木材の輸出に当たっては、中国の要求する基準に基づき消毒(臭化メチルくん蒸や熱処理など)が必要であることなどを専門家が説明した。また、くん蒸場所やくん蒸事業者の紹介等を求める相談もあったことから、全国の植物検疫協会等とも連携しながらサポートを実施した。

タイ向けでは、生果実の輸出に係る相談が最も多かった。タイ向けのりんごやいちご等生果実13品目については、今後、新たな検疫条件を満たす必要が生じたことから、これらに係る相談が多かった。この中でも選果こん包施設の登録要件やこん包の表示、今後のスケジュールなどに係る問い合わせが多く、専門家が関係資料等に基づき説明した。

そのほか、香港やシンガポールなど比較的農産物の輸出がしやすいとされる国向 けの相談も多くあった。香港やシンガポール向けの生果実や野菜等では、専門家が 日本で植物検疫を受けずに輸出することができることを説明した。

講演では、道県、学校、団体からの依頼で11件実施した。相談者からの依頼内容に基づき、専門家がプレゼンテーション資料を作成して、植物検疫に係る制度や諸外国の植物検疫要求概要、また、諸外国における残留農薬基準値に係る留意事項等について解説した。

相談の多かった主な国等の相談内容等については、表6のとおりである。

表 6 相談の多かった主な国等の相談内容

相談の多かった国等	相談件数	主な相談品目	主な相談内容
台湾	57	りんご、いちご、野菜等	植物検疫条件、残留農薬基準値
中国	47	木材、植木、盆栽等	植物検疫条件、消毒方法
タイ	40	いちご、りんご、なし等	植物検疫条件、残留農薬基準値
EU	37	多品目	植物検疫条件、残留農薬基準値
香港	30	ぶどう、いちご、野菜等	植物検疫条件、残留農薬基準値
米国	22	果物、野菜等	植物検疫条件、残留農薬基準値
シンガポール	16	果物、野菜等	植物検疫条件、残留農薬基準値
ベトナム	14	なし、りんご等	植物検疫条件

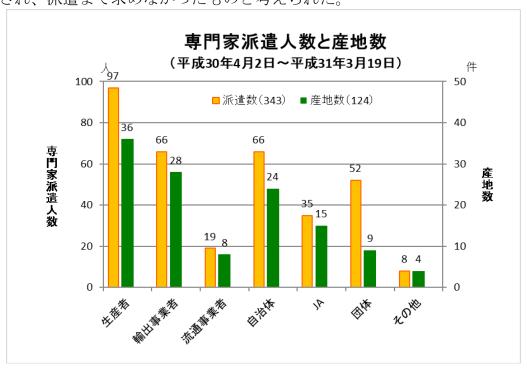
(2) 技術的サポートの実施状況

輸出産地カルテ334件のうち、相談者から専門家によるサポート依頼のあった124件(全輸出産地カルテ数の37%)の産地等に対して、延べ342名の専門家を派遣した。一方、専門家の派遣を行わなかった210件については、専門家による電話やメール等での説明で理解され、派遣まで求めなかったたものと考えられた。

なお、輸出産地カルテの作成は、平成30年4月2日から平成31年3月15日まで、専門家の派遣は、平成30年4月3日から平成31年3月19日まで行った。

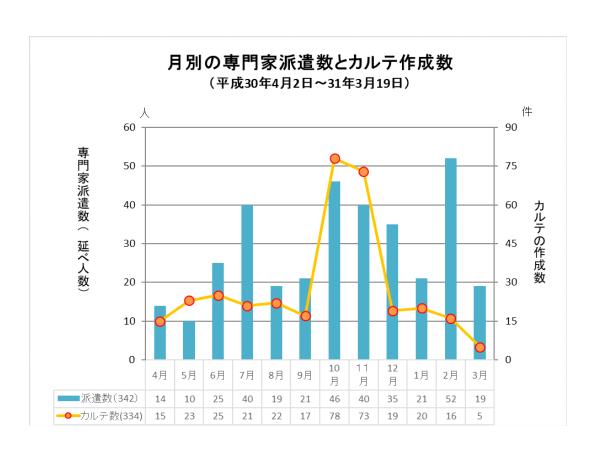
①相談者別の専門家派遣等の傾向

専門家を最も多く派遣した相談者は、生産者で28%を占めた。昨年度の生産者への派遣が全体の12%であったことから割合としては増加した。次いで、輸出事業者と自治体(都道府県や市町村)でそれぞれ19%を占めた。自治体や団体からの依頼の多くは、輸出に係る会議等の出席やセミナー開催時の講演、生産者を交えた農産物輸出に関する打合会や勉強会等に専門家を派遣して欲しいという依頼であった。また、JAからの依頼の多くは、輸出先国の植物検疫条件の説明などであった。一方、相談や問い合わせの多かった流通事業者からの専門家派遣依頼は、6%と少なかった。流通事業者の相談の多くが、専門家による電話やメールでの説明で理解され、派遣まで求めなかったものと考えられた。



②専門家派遣等の月別の推移

月別に専門家の派遣数と輸出産地カルテ作成数について見ると、派遣が最も多かったのは2月で、52名の専門家派遣を行った。次いで10月、7月、11月の順であった。2月は、「農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)」の輸出診断の本格実施に伴うサポートも多くあり、このことが増加の要因のひとつと考えられた。10月と11月は「輸出EXPO」や「野菜・果実ワールド」などのイベントがあり、カルテ作成数及び専門家派遣数が増加した。また、昨年と同様に5月や8月はサポート依頼数が少ない傾向が見られた。これは農繁期やお盆休みなどによるものと考えられた。全体として、昨年に比して、広報等の効果もあり、カルテ作成数及び専門家派遣数が大幅に増加した。



(3) 各種イベントにおけるサポート事業の取組

サポート事務局は、農産物の輸出に関する各種イベントにおいて、専門家を派遣し、講演の実施、リーフレットの配布、相談窓口の開設等を行った。具体的には、次のイベントにおいて実施した。

(ア) 青果物輸出全国マッチングセミナー

平成30年7月2日にJPタワーホール&カンファレンス(東京都千代田区)において、日本青果物輸出促進協議会が主催した「青果物輸出全国マッチングセミナー ~輸出を目指す生産者・産地のコミュニティ形成に向けて~」と題したセミナー及び相談会が行われ、サポート事務局も講演及び相談への対応を行った。セミナーでは、約160名の参加があり、サポート事業の専門家が「農産物輸出

サポート事業 ~農産物の輸出 お手伝いします!~」と題した 講演を行ったほか、9題の講演 が行われた。

相談会では、特設ブースを設け、事前予約のあった者など5 組の来場者から、農産物の輸出 検疫条件や輸出に当たっての留 意事項などについて相談があり、 専門家が植物検疫条件等の説明を 行った。



講演の様子



相談対応の様子

(イ) 第2回 "日本の食品" 輸出EXPO

平成30年10月10日~12日に幕張メッセ(千葉県千葉市)で開催された「第

2回 "日本の食品"輸出EXPO」にサポート事務局も参加した。サポート事務局では、日本青果物輸出促進協議会が会場内に設置したブースにおいて、来場者にリーフレットを配布するほか、農産物の輸出で課題等のある方等の相談を受け、専門家が説明などを行った。また、



会場の様子

11日と12日には「農産物輸出サポート事業 ~農産物の輸出お手伝いします!~」と題して、専門家がミニセミナーで講演を行った。3日間のイベント期間中にリーフレット約600枚を配布するとともに、相談等の対応を行った事例が102件あり、このうちカルテを51件作成した。また、ミニセミナーの来場者数は、両日とも20~30人(途中での入退出者を含む)であった。



講演の様子



相談対応の様子

(ウ) 野菜・果物ワールド「野菜・果物展」

平成30年11月20日~22日に東京ビッグサイト(東京都江東区)で開催された「野菜・果物ワールド『野菜・果物展』」にサポート事務局も参加した。サポ

ート事務局では、会場内にブースを設置して、来場者にリーフレットを配布するとともに、農産物の輸出に課題のある方の相談対応を行った。また、21日には「農産物輸出サポート事業 ~農産物の輸出お手伝いします!~」と「残留農薬とは ~国内農産物とその輸出~」と題してセミナーで講演を行った。3日間の



講演の様子

イベント期間中にリーフレット約550枚を配布するとともに、相談等の対応を行

った事例が100件ほどあり、このうち 54件のカルテを作成した。

また、セミナーの来場者数は、約70 人であった。



相談対応の様子

(エ) 青果物輸出全国マッチングセミナー in 九州

平成31年2月26日にホテルソシア(大分県日田市)において、日本青果物輸

出促進協議会が主催した「青果物輸出全国マッチングセミナー in 九州」と題したセミナー及び相談会が行われ、サポート事務局も講演及び相談への対応を行った。

セミナーでは、約20名の参加があり、 サポート事業の専門家が「農産物輸出サポート事業 ~農産物の輸出お手伝いし ます!~」と題した講演を行った。

相談会では、特設ブースを設け専門家 が相談対応を行った。



講演の様子



相談対応の様子

(4) 切り花の障害試験に係る技術的サポートの実施

切り花の輸出に当たって、事前の消毒(臭化メチルくん蒸等)を求めている輸入国もある。相談者から臭化メチルによるくん蒸を行うと、切り花が枯れたり変色する等の障害がでる場合があることから、くん蒸後の品質への影響を確認し、障害をできるだけ少なくする消毒・保管方法等の知見を得たい旨の依頼を受けて、くん蒸に知見のある専門家が「臭化メチルくん蒸に対する切り花の障害耐性確認試験」を実施した。

試験は、15品目(品種を含む)について実施し、くん蒸後5 \mathbb{C} の保管では2 品種で障害が認められたものの、他の13 品種では障害が認められなかった。一方、25 \mathbb{C} の保管では12 品種で大きな劣化(4 品種では無処理区でも劣化)が見られ、25 \mathbb{C} の保管条件は切り花にとってかなり厳しい条件と考えられた(表7及び図8 参照)。

表 7 切り花くん蒸障害調査結果

		くん蒸	本数	調査結果(要約)					
	種類			5℃(11日後)		25℃(4日後)			
		月日		無処理	くん蒸	無処理	くん蒸		
1	ラナンキュラス ミックス	1/24	80	赤:++、他:-~+	赤:+++、他:+	赤:+、他:-~++	赤:+++、他:-~+		
1	(ユーカリ ポポラスベリー)			色により	異なる(赤が弱く	(、白、ピンク、紫が強い)			
2 ボケ(マイコ	ボケ(マイコボケ)		80	_	_	+	+++		
4	M7 (無処理区と差無し		くん蒸区で芽の枯れ			
3	スイートピー ピンク	1/31	80	_	-	±	±		
0	X1 - FC - C > 7			無処理区と差無し		両者とも色が白っほい			
4	アリウム スネークボール		80	_	-	±	±		
_	7774 24 74 7			無処理区と差無し		無処理区と差無し			
5 45	サクラ		80	±	+	_	+		
_	777			くん蒸区で咲きが悪い		くん蒸区で花落ちが多い			
6	パラ SPウィット		80	+	+	++	++		
6 /15	717 31-7171	2/7		大差無く品質やや悪化		大差無く品質悪化			
7	バラ アヴァランチェ		80	++	+	++	++		
,	(1) (1) (1)			両者とも	品質悪化	両者とも品質悪化			
8	バラ イブビアッチェ		80	++	++	+	++		
0	ハラインピアッテエ			両者とも	品質悪化	くん蒸区	で悪化大		
9 ガー	ガーベラ パスタ		80	++	+	+	+		
9	7-17/14			大差無く品質やや悪化		大差無く品質やや悪化			
10	トルコキキョウ セレブピンク	2/21	80	-	_	_	_		
10	トルコイヤヨノゼレンピング		80	無処理区と差無し		無処理区と差無し			
11 スカ	スカビオサ ホワイト		80	++	++	+	++		
	XXLX 9 W.71F			両者とも品質悪化		くん蒸区で悪化大			
12 グロリオ	グロリオサ サザンウィンド		80	++	++	±	+		
	クロウオ ウ ウランフィンド			両者とも品質悪化		くん蒸区で品質やや悪化			
13	サンダーソニア	2/28	80	+	+	++	++		
				無処理区	区と差無し	両者とも	品質悪化		
14	ダリア カマクラ		80	++	++	+++	+++		
14				両者とも品質悪化		両者とも悪化甚大			
15	オキシペタラム		80	_		±	++		
10				無処理区	区と差無し	くん蒸区で花	が紫に変色		

くん蒸条件:15℃、MB48g/m³、2時間 くん蒸施設:0.25 m³ (100×50×50cm)

保管温度:5℃及び25℃ (無処理区及びくん蒸区とも各20本)

調査期間:5℃は1~11日間(1日、4日、7日、11日)、

25℃は1~7日間(1日、4日、7日)

ただし、スイートピー、アリウム、サクラは11後⇒12日後、

バラ3種、ガーベラは4後⇒5日後

被害程度: - (被害なし)、± (はっきりしない)、

+ (被害小)、++ (被害中)、+++ (被害大、甚大)

ラナンキュラス ミックス 25°C 7日後





ラナンキュラス ミックス 5°C 11日後





さくら 5℃ 7日後





ボケ 25℃ 7日後





図8 ラナンキュラス、さくら、ボケのくん蒸障害状況

(5) その他

相談窓口やサポート事務局には、専門家の派遣要請以外にも、輸出者や流通業 者等から寄せられた様々な要請についても対応した。

例えば、輸出先国の植物検疫要求に基づく木材のくん蒸実施に当たって、くん 蒸事業者等の紹介を求められた事例があった。サポート事務局は、地域の植物検 疫に関する情報を持ち合わせていることから、該当地域の複数の事業者を紹介す ることができた。また、輸出先国の農薬の残留基準値について相談を受けた際に は、当該国のホームページに掲載のあった英語の残留基準値にかかる情報を和訳 し、資料として取りまとめて相談者に提供した。

4. サポートの取り組み事例(抜粋)

(1) 事例1 (サツキ、ゴヨウマツ等の盆栽の輸出)

① 相談内容



盆栽等の輸出を増やしたいが、これから始める生産者もいる ことから、輸出先国の規制について詳細を知りたい。

また、栽培管理や防除方法(特にセンチュウやゴマダラカミキリ)についてサポートして欲しい。



② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・諸外国における盆栽等の植物検疫条件の説明を行う。
- ・生産者等に説明するため、盆栽に係る線虫等の防除対策のセミナーを開催する。

イ サポートの取り組み内容

・専門家が、生産者等に対して、輸出先国の 盆栽に係る植物検疫条件等を説明した。特に 圃場の管理として、高さ50cm以上で栽培 する必要があること、ゴマダラカミキリの対 策として網室にする必要があることなどの条 件を説明した。



棚上げされた盆栽

- ・線虫防除に係るセミナーでは、EUでの線 虫による処分事例や鉢上げ時や灌水時の留意事項などを説明した。
- ・新たに輸出に取り組む生産者に対しては、植物防疫所への栽培地検査申請の 方法などについても説明した。

(2) 事例2 (ケイトウ種子、切り花の輸出拡大)

① 相談内容



ケイトウの種子や切り花を輸出したいので、輸出先国の植物

検疫条件等規制の詳細を知りたい。 また、病害虫防除のサポートをし て欲しい。



② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・ケイトウ種子及び切り花に係る諸外国の植物検疫条件を説明する。
- ・ケイトウ栽培期間中に発生するアザミウマについて、防除方法等をサポート する。

- ・植物検疫の専門家が輸出先国の植物検疫条件等を説明するとともに、栽培中に発生するアザミウマの発生等の聞き取りを実施した。
- ・栽培管理・病害虫防除に係る専門家が、ア ザミウマ防除に関するサポートを実施した。 その後、生産者は、当該サポートを踏まえた 栽培管理・病害虫防除方法を導入した。
- ・今後、継続して、栽培管理・病害虫防除等 のサポートをすることとしている。



栽培中問題となるアザミウマ

(3) 事例3 (新たに解禁となった国向けに柿を輸出したい)



① 相談内容

これまで香港やタイなどにかき生果実を輸出してきたが、 アメリカ向けが解禁されたことから、輸出に取り組みたい。 アメリカ向けの輸出は初めてで検疫条件や手続等が不明で あること、アメリカの残留農薬基準に基づく防除体系を構築 する必要があることから、専門家のアドバイスが欲しい。

②取り組み内容

ア サポートの方針

- ・アメリカ向けかき生果実に係る二国間合意事項に関する手続きの説明を行う。
- ・アメリカの残留農薬基準値に係る情報を提供する。

イ サポートの取り組み内容

- ・植物検疫の専門家が産地に出向き、二国間合意事項(①防除プログラムの作成、②生産地域及び園地の登録、③選果こん包施設の登録、④選果技術員の登録、⑤栽培地検査、⑥輸出検査)について説明した。
- ・アメリカのかき生果実に係る残留農薬基準 値について専門家が情報を入手し、生産者 等に提供するとともに概要を説明した。



病害虫の発生状況を確認する専門家

・また、専門家が園地等で病害虫発生状況などを確認して防除のサポートを行った。

(4) 事例4(いちごの輸出に取り組みたい)

① 相談内容



昨年からいちごの生産を始めた。輸出も行いたい。 輸出先国の規制等が不明なので教えて欲しい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

植物検疫条件、病害虫防除及び残留農薬基準値の説明を行う。

- ・植物検疫の専門家が、輸出先国の植物検疫 条件及び輸出植物検査の手続きを産地に説明 した。
- ・栽培期間中に、ハダニやコナジラミ等の病害虫の発生が見られたことから、病害虫防除及び農薬の適正使用に係る専門家が総合防除などをサポートした。
- ・その後もいちごの生育に合わせ、病害虫の 発生状況を確認しつつ、殺虫・殺菌剤、微生 物剤、天敵等による防除及び予防対策等のサ ポートを行った。



施設内で病害虫の発生状況 を確認する専門家



施設内で発見されたタバココナジラミ

(5)事例5(木材の輸出)

① 相談内容



中国向けに木材を輸出することになった。初めての木材の輸出なので検疫条件や手続き等が不明。

くん蒸に係る方法や場所などについても専門家のアドバイス をいただきたい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・輸出先国の植物検疫条件及び輸出植物検査の手続を説明する。
- ・木材の輸出に当たって、我が国で消毒する場合の方法、場所などについて説明する。

- ・専門家が中国向け木材の検疫条件及び輸出 植物検査に係る手続等を説明した。
- ・中国向け樹皮付きの木材は、輸出時又は輸入時の消毒(くん蒸)が必要なことから、輸出前くん蒸を実施する場合の方法、場所、消毒事業者等について、関係機関の情報を整理して情報提供を行った。



輸出予定の木材



(6) 事例6(査察対応)



① 相談内容

今回、初めて輸出先国から査察官が産地に来ることになった。 その際、どのようなことを指摘されるのか不安なので、専門家 に産地を事前確認して欲しい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

- ・植物検疫の専門家を産地に派遣し、関連園地等が輸出先国の条件に合致していることを事前に確認する。
- ・過去の査察官から指摘された内容について分析し、産地における課題の有無を確認する。

- ・植物検疫の専門家が、査察前に関連園地等の確認を実施した。
- ・確認後、過去の査察官の指摘事項等も踏まえ、相談者に対して的確なアドバイスを実施した。
- ・サポートの結果、査察時に査察官から大き な指摘はなく、査察を無事に終了させること ができた。



登録された生産園地



登録された選果こん包施設

(7) 事例7 (セミナーの講師依頼)

① 相談内容



農産物の輸出に関するセミナーを開催する予定である。

専門家の方に輸出植物検疫の概要や輸出先国の規制等について、出席者(生産者や輸出関係者)に講演をして欲しい。

また、昨年輸出した農産物が残留農薬で輸出先国で不合格となった事例があった。このため、残留農薬に係る留意事項についても講演をお願いしたい。

② 取り組み内容

ア サポートの方針

・輸出植物検疫制度や残留農薬に係る留意事項に精通した専門家を講師として派遣する。

イ サポートの取り組み内容

・専門家が輸出植物検疫に係る制度や手続き、輸出先国の植物検疫条件、条件を クリアするための手続きや方法、残留農薬に係る留意事項について、講演を実施 した。





講演風景

5. 成果と課題

本事業は、農産物の輸出に係る様々な課題のうち、①輸出先国が要求している植物検疫条件、②植物検疫条件に合致した栽培管理及び病害虫対策、③輸出先国の設定している残留農薬基準をクリアするための農薬の適正使用、④おみやげによる農産物の持ち出しなどについて、専門家が産地に出向き技術的サポートを実施して、結果として農産物の輸出を増やすことである。

平成30年4月2日から本事業を開始し、関係機関へのリーフレット配布やホームページを活用した広報などを行うともに、各ブロック毎に地方農政局等関係機関との定期的な情報共有のための会議を行い、産地情報の共有を図ることで、サポート体制を充実させた結果、新たに41産地から農産物を輸出することができた。要因は次があげられる。

- ① 約500件(昨年度390件)の相談を受け、334件(昨年度153件)の輸出産地カルテを作成したこと。特に輸出産地カルテは、昨年度の倍以上を作成することができたこと。
- ② 124産地等(昨年度81産地等)について、延べ342名(昨年度延べ181名)の専門家を派遣したこと。
- ③ 専門家の派遣は行わなかったものの、相談に応じて電話やメールによる説明 や関係資料の送付を実施することにより、植物防疫所への輸出手続きがスムー ズにできたとする事例があったこと。
- ④ 手続きの関係から輸出までは至らなかったが、制度が良く理解でき、次年度 に向けて取り組みしやすくなったとする事例があったこと。
- ⑤ 講演により植物検疫制度や輸出先国の検疫条件、残留農薬に係る留意事項が 理解できたとする事例があったこと。

また、相談者からは、①これまでも様々な助成などを受けてきたが、このような助成は初めてで、もっとやって欲しい、②説明や指導に来てくれるので助かるなど、本事業に対する肯定的な意見も多数寄せられた。

- 一方、課題としては、次の事項があげられる。
- ① 産地等にサポートしたものの残留農薬の対策ができなかったなどの理由から 輸出に結びつかない事例があったこと。

- ② 輸出先国の残留農薬基準に合わせた病害虫防除のサポートが十分にできなかったこと。
- ③ サポート事務局での進捗管理が不十分であったため、産地等に粘り強く対応できなかったこと。

これらの課題に対応するためには、専門家による産地への粘り強い対応や専門家が最新情報を入手する方法の確立、サポート事務局の体制強化などが重要と思料された。

6. 今後の取り組みについて

(1) 専門家の登録

本事業では、技術的サポートを実施する各専門家の役割が重要となる。産地等が輸出に向けて取り組むには、専門家が相談者の課題を明確にし、きめ細かなサポートを繰り返し実施する必要がある。そのため、様々な分野の専門家を常時派遣する必要があることから、引き続き必要な専門家を登録することが望まれる。

(2) 相談窓口の設置

相談者が電話のみならず、対面による相談も想定されるため、相談窓口は全国をカバーすることはもちろんのことながら、更に相談者に近いところに設置することが望まれる。

(3) 広報の強化

本事業を産地等に有効活用してもらうためには、広報が重要となる。事業の内容が理解しやすく、分かりやすく紹介するリーフレットを作成し、関係者に広く 周知することやホームページの内容の充実を図ることも重要である。

今年度の事業では、農林水産省の機関や都道府県などを中心にリーフレットの配布を行い産地等への広報を図ったが、更に、サポート事務局や相談窓口から農産物の輸出に関心を持っている方々に、直接リーフレットを配布することも有効と思われる。

(4) 各種イベントへの参加

農産物の輸出に関する各種イベントは、農産物輸出に関心を持っている多様な 業種の方と効率的に面談を行う機会が得られることから、平成30年度に実施し たようなイベントに参加し、積極的に輸出相談対応することが望まれる。

(5) サポートの充実

本事業では、相談者からの依頼を受け、専門家を派遣してサポートを実施して きた。特に、平成30年度は生産者からの相談の増加に力点を置き、事業を実施 してきたが、それでも同一相談者に繰り返しサポートする機会は少なかった。農 産物の輸出を継続して増大させるためには産地育成が重要になるため、そのような認識を持って事業を進める必要もある。

このため、一度相談を受けたサポート事案については、専門家が積極的に相談者に連絡し、その後の動向や新たな課題などを確認して、輸出産地形成に寄与することが望まれる。

(6) サポート時に使用する資料の充実

専門家がサポートを実施する際に使用する資料は、相談者に分かりやすいものでなければならない。また、常に最新の情報に基づき事前に用意しておくことが求められる。

このため、関係資料をより充実させるとともに、本事業に携わる専門家等の関係者が利用しやすい環境を整え、情報共有を継続することが望まれる。

(7) 平成30年度の課題に対する取り組み

① 残留農薬対策について

残留農薬の認識を持って輸出に取り組む必要がある。食料としての農産物の場合、相談窓口担当者やサポート専門家は、常に相談者に対し輸出先国の残留農薬 基準値をクリアする必要があることを意識付けするとともにそのための情報提供 を行うことが望まれる。

② 輸出先国の残留農薬基準に合わせた病害虫防除のサポート

上記①に係る情報提供に加え、病害虫管理及び農薬の適正使用に精通した専門家を登録し、相談者の実情に沿った対応を行う必要がある。また、必要に応じ、作物残留値を調べ、その分析データを基にサポートを実施することも望まれる。

③ サポート事務局での情報(進捗状況等)管理の向上

サポート事務局内で情報管理を行う者は、常に最新情報の入手と事務局内での情報共有に努める。また、定期的にミーティングを開催し、これまでの実施状況の報告と課題、今後の予定等について事務局担当者間で情報を共有することが望まれる。

7. サポートに使用した主な資料

- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表:貨物編)(植物防疫所 HPより)
- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表:携帯品編)(植物防 疫所 HP より)
- 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表:郵便物編)(植物防 疫所 HP より)
- 輸出入条件詳細情報(植物防疫所 HP より)
- 品目別検疫条件一覧表(貨物)(植物防疫所 HP より)
- 輸出検疫の流れ(植物防疫所 HP より)
- 輸出植物検疫実績(植物防疫所 HP の統計データから担当専門家が抽出して加工)
- 財務省貿易統計(財務省 HP の統計データから担当専門家が抽出して加工)
- 台湾向け日本産りんご、なし、もも、すももの輸出検疫条件の概要(平成 27 年3月現在 植物防疫所 HPより)
- タイ王国向け日本産生果実の輸出について(平成 30 年 3 月農林水産省消費・ 安全局植物防疫課資料より)
- タイ向け輸出に係る日本産りんご及びいちごの生産園地及び選果こん包施設の 登録について植物防疫所 HP より)
- タイ向け輸出に係る日本産メロン、すいか、きゅうり及びトマトの生果実の生産園地(温室)及び選果こん包施設の登録について(植物防疫所 HP より)
- タイ向け輸出生果実申請・登録生産園地一覧表・タイ向け輸出生果実申請・登録登録選果こん包施設一覧表(植物防疫所 HPより)
- ベトナム向け日本産りんごの生果実の輸出解禁について(植物防疫所 HP より)
- ベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表(植物防疫所 HP より)
- ベトナム向け日本産なしの生果実の輸出解禁について(植物防疫所 HP より)
- ベトナム向け輸出なし登録選果こん包施設一覧表(植物防疫所 HP より)
- 米国向け日本産うんしゅうみかんの輸出検疫条件の概要(植物防疫所 HP より)
- 登録選果こん包施設一覧表(植物防疫所 HP より)

- O COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION(EU)2016/1826 of 14 October 2016(Official Journal of the European Union(L279/88 15.10.2016)) (EU・HP より)
- O Rules and Regulations Importation of Fresh Persimmon With Calyes From Japan Into the United States (米国 HP より)
- カナダ向け日本産りんご生果実の新たな植物検疫条件での輸出解禁について (農林水産省 HP より)
- 台湾向けなし穂木検疫の手引き・検疫手順等(植物防疫所作成)
- 諸外国向け盆栽等の輸出検疫に係る説明会(説明資料)(平成30年2月 植物 防疫所作成)
- 諸外国向け植木・盆栽の輸出検疫とその関係手続き等について(プレゼン資料) (専門家が作成)
- 植木・盆栽の輸出植物検疫条件と手続きの概要(専門家が作成・プレゼンテーション資料)
- 各国向け精米の輸出に係る植物検疫条件等について(サポート事務局が作成)
- 中華人民共和国向け日本産精米の輸出検疫条件の概要(植物防疫所 HP より)
- 中国向け精米工場指定に係る関係書類(植物防疫所 HP より)
- 中国向け精米工場指定一覧(植物防疫所 HP より)
- 日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック ((一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会作成)
- 商業用の米の輸出数量及び金額の推移(農水省 HP より)
- 中国の木材に係る検疫規則(中国・検験検疫総局 HP より)
- 豪州の検疫に関する資料(在日オーストラリア大使館 HP より)
- ユーラシア経済同盟における統一植物検疫規則(植物防疫所 HP より)
- 輸出検疫の概要(サポート事務局が作成・プレゼンテーション資料)
- 農産物の輸出に係る諸外国の植物検疫要求の概要(サポート事務局が作成・プレゼンテーション資料)
- 農産物の輸出サポート事業 ~農産物の輸出お手伝いします!~(専門家が作成・プレゼンテーション資料)
- 農産物を輸出するために(「輸出植物検疫」について)(専門家が作成・プレゼンテーション資料)

- 農産物を輸出するために「輸出植物検疫と残留農薬」(専門家が作成・プレゼンテーション資料)
- 輸出相手国の残留基準値に対応した生果実(いちご)の病害虫防除マニュアル (平成28年10月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業 ・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門作成)
- 輸出相手国の残留基準値に対応したりんご (無袋栽培) の病害虫防除マニュアル (平成 28 年 10 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門作成)
- 輸出相手国の残留農薬基準値に対応したなしの病害虫防除マニュアル (平成 30 年 3 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構作成)
- 輸出相手国の残留基準値に対応したかんきつの病害虫防除マニュアル (平成 30 年 3 月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構作成)
- 輸出相手国の残留基準値に対応した日本茶の病害虫防除マニュアル~煎茶(一番茶)・玉露編~(平成27年8月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所作成)
- 輸出相手国の残留基準値に対応した日本茶の病害虫防除マニュアル〜抹茶・かぶせ茶編〜(平成28年10月 農林水産省消費・安全局植物防疫課、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門作成)
- 諸外国における残留農薬基準値に関する情報(農林水産省 HPより)
- 品目別残留農薬基準値(農林水産省 HP より)
- 各国・地域等の残留農薬基準値 (MRL) について (農林水産省 HP より)
- 日本における食品の安全性確保(農林水産省 HPより)
- 台湾の食品中の残留農薬の制限(台湾 HP からサポート事務局が作成)
- タイの残留農薬基準値(タイ HP からサポート事務局が作成)
- 香港の残留農薬基準値(香港 HP からサポート事務局が作成)
- 農薬の基礎知識(農林水産省のHPから抜粋)
- 「GAP」でより良い農業経営を(農林水産省 HP より)
- 農産物の輸出促進について(東海農政局より)

- 諸外国・地域の規制措置(東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応)(農林水産省 HPより)
- 原発事故に係る諸外国・地域の規制措置農林水産省 HP より)
- 「沖縄に分布する Tetrsnychus 属ハダニ 9 種に対する各種農薬の殺虫効果」(大野ら;2010)
- ワシントン条約規制対象貨物の輸出承認手続き(経済産業省 HP より)
- お土産事業イメージ図(お土産農畜産物検疫受検円滑化支援事業資料より)
- 日本からの輸出に関する制度 茶の輸入規制、輸入手続き(JETRO HPより)
- 米国における主な輸入規制及び米国市場への挑戦・事例集(JETRO HPより)
- シンガポールの輸入規制(JETRO HP より)
- 平成 29 年度お土産農畜産物検疫受検円滑化支援事業報告書(JSTO HPより)